

三重県情報館（仮称）展示コンテンツ選定基準

（目的）

第1条 三重県情報館（仮称）（以下「情報館」という）における展示コンテンツを選定するために、必要な基準（以下「本基準」という）を定める。

（コンテンツの定義）

第2条 情報館で取扱う展示コンテンツは、次の各項に該当するものであること。

- 2 自然、歴史・文化については、三重県を代表するものであること。
- 3 食については、三重県内で生産または加工されたものであること。
- 4 伝統工芸については、国指定伝統的工芸品（三重県のものに限る）または三重県指定伝統工芸品として指定されているものであること。
- 5 先端技術については、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - （1）三重県内で開発された“ものづくり”に関する先端技術であること。
 - （2）三重県内で製造・加工され、その過程の一部または全部に前号の先端技術を用いた工業製品であること。
- 6 次の各号を満たしていること。
 - （1）食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
 - （2）品質・衛生管理が適正に行われていること。（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること。）
 - （3）PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
 - （4）知的財産権の係争中でないこと。
 - （5）発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
 - （6）応募者は「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に該当する者でないこと。
- 7 原則として三重県情報館（仮称）に平成28年5月初旬～6月初旬（予定）まで貸出し可能であること。（実物・写真データ・映像等）
- 8 展示にかかる運搬費、設置費、保険費等は、原則として事業者の負担となること。

（審査及び選定）

第3条 展示コンテンツの選定は、三重県情報館（仮称）コンテンツ選定委員会設置要領第2条及び第6条に基づき、コンテンツ選定委員会（以下「選定委員会」という）が次の各項により行う。

- 2 応募もしくは推薦のあったコンテンツ（以下「応募コンテンツ等」という）の審査は、応募または推薦者より提出された「三重県情報館（仮称）コンテンツ申請表」（以下「申請表」という）に記載された内容に基づき行う。
- 3 応募コンテンツ等の審査・選定は、次の各号により行う。
 - （1）選定委員は、別表1記載の審査項目を審査について、観点に基づき採点する。
 - （2）選定委員が採点した「審査項目」の合計点に配点比率による重み付けを行い、点数評価を行う。
 - （3）選定委員会は、前号の「点数評価」に加え、展示コンテンツとして「基本コンセプト及び展示コンセプトとの調和」の観点から総合的に判断し、採否を決定する。
 - （4）選定委員会は、申請表の記載内容に虚偽があった場合、その展示コンテンツを失格とすることができる。

（選定基準に定めのない事項）

第4条 本基準に定めのない事項は、選定委員会で協議のうえ決定する。

以上

【別表1】
(審査基準)

審査項目		得点 (満点)	配点 比率	審査の観点
訴 求 性	国内外のメディアに内容を分かりやすく、ストーリー性を持って伝えることができる	3	2	[面白さ楽しさ] ・来場者を惹きつけるビジュアル(デザイン性)、レイアウト、試食、試飲が期待できる ・映像、写真、イラストが効果的に使用できる ・人を惹きつける背景・ストーリーを持っている
独 自 性	三重の宝や誇りといえる三重県ならではの特色がある	3	1	[三重らしさ] ・三重県が発祥である ・三重にしかない唯一無二のものである ・三重の中で評価されている
優 位 性	国内外に発信する力がある 国内外で高い評価を得られる	3	1	[三重のすごさ] ・国内外の品評会で受賞歴がある等、世界的または全国的に認められている ・表彰歴に表れない何らかの強みを持っている
将 来 性	他の資源(モノ・ヒト)との連携や地域振興・活性化に貢献している(期待できる) 国内外からの需要または訪問が多数あり(期待でき)、成功例になっている(なる可能性がある)。また、情報発信や現地への受入体制が整備されている	3	1	[今後の展開] ・自然、歴史、観光等の組合せにより新たな需要を開拓している ・将来的に他分野、他事業との連携の可能性が高い ・対象となるものそのものが多くの雇用・集客を生んでいる ・流通ルートが確立されている ・新しい人材の発掘や育成がなされている(後継者がいる) ・現地への交通アクセスが確保されている ・新しい技法や商品の開発を行っている

(配点表)

評価	配点
十分である	3点
普通である	2点
不十分である	1点